

川崎市立図書館相互貸借要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第3条第3号の規定に基づき、他の地方公共団体の公立図書館等と図書館資料の相互貸借（以下「相互貸借」という。）を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(適用規定)

第2条 川崎市立図書館は、相互貸借を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に基づき行うものとする。

- (1) 神奈川県内の公共図書館等との相互貸借 神奈川県内公共図書館等の相互貸借ガイドライン
- (2) 国立国会図書館との相互貸借 国立国会図書館資料利用規則
- (3) 前2号に掲げる図書館以外の図書館等との相互貸借 貸出館の利用規則等

(図書館資料の貸出し)

第3条 前条の図書館等は、川崎市立図書館に対して、図書館資料の貸出しを申し込むことができる。

(貸出しの制限)

第4条 図書館資料のうち、次に掲げるものは、貸出しをしない。ただし、図書館長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 規則第12条各号に掲げる資料
- (2) CD等の視聴覚資料
- (3) 図書館長が郵送等に適さないと判断した資料
- (4) 川崎市立図書館にて利用者の予約がある資料

(5) 図書館長が貸出しを不相当と認めた資料

(貸出しに係る経費)

第 5 条 川崎市立図書館の図書館資料の貸出しを受ける図書館が負担する経費は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 神奈川県内の公共図書館等 無料

(2) 前号に掲げる図書館以外の図書館等 搬送に係る全経費

(貸出期間)

第 6 条 川崎市立図書館が図書館資料を貸し出す期間は、1 か月以内とする。ただし、貸出期間内であっても、図書館長が必要と認めたときは、当該図書館資料の返却を求めることができる。

(図書館資料の借受け)

第 7 条 教育長は、利用者が行った市内未所蔵資料の優先利用申込みに基づき、第 2 条の図書館等に対し図書館資料の借受けを依頼するものとする。

(利用者の資格)

第 8 条 相互貸借により図書館資料の貸出しを受けることができる者は、条例第 9 条の登録を受けた者のうち、市の区域内に住所を有する者、在勤する者及び在学する者とする。

(借受けのできる資料の範囲)

第 9 条 相互貸借により借受けをすることができる資料は、国立国会図書館にあっては国立国会図書館資料利用規則に定められたもの、他の図書館等にあつては、貸出しを行う図書館(以下「貸出館」という。)館の利用規則等に定められたものとする。

(借受期間)

第 10 条 第 7 条の規定による依頼に基づき借り受けた図書館資料(以

下「借受け資料」という。)の貸出しを受けることができる期間は、国立国会図書館にあっては国立国会図書館資料利用規則に定められた期間、他の図書館等にあっては貸出館の利用規則等に定められた期間とする。ただし、当該資料の貸出館から申し出があった場合は、委員会は、借受期間内であっても借受け資料の利用を中止することができる。

(利用の方法)

第 1 1 条 借受け資料の利用については、国立国会図書館の図書館資料にあっては館内閲覧のみとし、他の図書館等の図書館資料にあっては貸出館の利用規則等に基づき、館内閲覧又は貸出しを行うものとする。

(数量及び期間)

第 1 2 条 規則第 1 1 条の規定に基づき、数量は 1 人につき 1 0 冊以内、期間は 1 5 日以内とする。

(亡失及び汚破損)

第 1 3 条 利用者が借受け資料を紛失し、又は汚損し、若しくは破損した場合は、当該図書館資料の貸出館の指定する方法で弁償等を行うものとする。

(借受け資料の複写)

第 1 4 条 借受け資料の複写は、当該借受け資料の貸出館の利用規則等に基づき行うものとする。

(借受けに係る経費)

第 1 5 条 利用者が負担する経費は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 神奈川県内の公共図書館等 無料

(2) 国立国会図書館 返送に係る経費

(3) 前 2 号に掲げる図書館以外の図書館等 借受け資料の貸出館の
定める必要な経費

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。